

神奈川県監査委員公表第10号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成25年7月5日

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香
同	長峯	徳積
同	竹内	英明
同	平本	さとし

監第 17 号

平成25年6月7日

（請求人）

（略）様

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香
同	長峯	徳積
同	竹内	英明
同	平本	さとし

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成25年4月10日に受理した同月9日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求のうち、弁護士報酬額の返還を求めることについては棄却し、その余の

請求は却下する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成25年4月9日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

請求の要旨

- (1) 神奈川県臨時特例企業税をめぐる裁判で、県は訴訟代理人に顧問弁護士以外の弁護士を雇い、裁判での勝ち負けに関係なく、3億5,000万円の報酬を支払う契約をした。なお内規では、258万円が上限だという。
- (2) 弁護士に支払う金員は、着手料金と成功報酬というのが社会常識である。ところが、県は、裁判の結果を問わず、内規の額を上回る報酬を支払う契約をしたというのであるから、差額の3億4,742万円(X)が違法支出である。
- なお、県の顧問弁護士が、本件訴訟で代理人を果たせないはずはない。県の業務には税の徴収があるのだから、顧問弁護士が県の代理人を務められないというのは、社会通念に反する。
- ところで、本件訴訟には、総務部税務課専任主幹(略)が指定代理人の一人として関与しているが、同人は臨時特例企業税の解説などを『税務通信』等に執筆しており、相当な専門知識を持っていることは明らかである。そうした職員がいるのであるから、県は、顧問弁護士と上記県職員らで、本件訴訟に十分対応できたはずである。
- (3) また、県は、鑑定検証料として、約8,500万円を支出したという。しかし、上記金員の支出は不要である。何故なら、臨時特例企業税の導入に先立ち、県は平成10年12月、東京大学経済学部教授ら専門家で構成される地方税制等研究会を設置し、同研究会は延べ17回の議論を経て、平成13年1月、知事に臨時特例企業税の導入を答申したのである。研究会は、同税の導入が実現した場合、課税された企業から訴訟が提起されることを想定した議論を、当然していたはずである。さらに県は、研究会に、相応な金員を支出し、答申を受けたはずであるから、訴訟で仮に専門家の意見書等が必要となったとしても、研究会の委員であった専門家が、無償で、意見書等を作成してもおかしくはないし、研究会に関与しなかった者に意見書等の作成依頼をしたとしても、8,500万円というのは、社会常識を遙かに超えている。したがって、8,500万円も違法支出である。(Y)。
- (4) 以上の次第で、XとYの合計4億3,242万円が違法な支出であり、X、Yの支出を決めた時に知事であった者(松沢成文氏か?)は、県に、同額を賠償するべきである。したがって、監査委員は知事に対し、該当者に上記請求をするよう命じるべきである。
- (5) 付言すると、上記X、Yの支出負担行為、支出命令、支出の各年月日、そして、その各当日、誰が知事であったかは、私には不明である。仮に支

出負担行為などの日から、この書面が県監査委員事務局に届いた日までに1年以上の時間が経過していたとしても、それには、地方自治法242条2項ただし書きのいう「正当な理由がある」。何故なら、一般人が、XやYの支出があった事実を知ることが、新聞報道によってだからである。したがって、別紙の報道があった日から間もなくされた本件住民監査請求は、適法である。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

資料1 平成25年4月5日付け毎日新聞(朝刊)21頁目
(見出し「県負担さらに4.5億円」)

第3 請求の受理

本件監査請求は、平成25年4月19日に監査委員の合議により、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成25年4月10日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 弁護士報酬及び鑑定意見書作成料等の支出状況

神奈川県臨時特例企業税(以下「企業税」という。)に係る訴訟に関し、神奈川県知事(以下「知事」という。)が顧問弁護士以外の弁護士に委任した契約(以下「委任契約」という。)の締結日及び弁護士報酬額並びに当該委任契約に基づく弁護士報酬額の支出日及び支出額は次のとおりである。

委任契約		弁護士報酬の支出	
締結日	弁護士報酬額	支出日	支出額
(第一審) 平成17年 11月25日	1億2,600万円 (内訳) 着手時 7,350万円 終了時 5,250万円	平成17年 12月6日 平成20年 4月11日	7,350万円 5,250万円

(控訴審) 平成20年 5月7日	1億2,600万円 (内訳) 着手時 7,350万円 終了時 5,250万円	平成20年 5月21日 平成22年 3月26日	7,350万円 5,250万円
(上告審) 平成22年 6月2日	1億500万円 (内訳) 着手時 5,250万円 終了時 5,250万円	平成22年 6月17日 平成25年 4月2日	5,250万円 5,250万円
計	3億5,700万円		3億5,700万円

また、企業税に係る訴訟に関する鑑定意見書作成料等の支出日及び支出額は次のとおりである。

区分	支出日	支出額	備考
(第一審) 意見書計9通	平成17年11月8日()	3万2,000円	相談料
	平成18年3月31日	1,500万円	意見書作成料
	平成18年9月29日	3万6,000円	相談料
	平成19年3月30日	1,000万円	意見書作成料
	平成19年5月1日()	50万円	意見書作成料
(控訴審) 意見書計14通	平成20年12月16日	2,512万5,000円	意見書作成料
	平成21年2月3日	17万9,000円	相談料
	平成21年6月19日	5万2,500円	相談料

(上告審) 意見書計18 通	平成23年1月11日	3,324万円	意見書作成料
	平成23年12月2日	210万円	意見書作成料
計		8,626万4,500円	

支出命令の決裁日を記載。通常、決裁日から概ね3日後に支出。

(2) 監査対象事項

委任契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」に当たるか、また、委任契約に基づき支払われた弁護士報酬額が、同項に規定する「違法又は不当な支出」に当たるかについてを監査対象事項とした。

この弁護士報酬については、本件監査請求の対象となる1年以内の財務会計上の行為は、上記(1)のとおり上告審の委任契約に基づく2回目の支出(平成25年4月2日)のみであるが、契約行為に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、その違法性が契約代金の支出にも承継されることから、上告審の委任契約の内容を監査対象とするものである。ただし、契約金額等の妥当性を判断するには、上告審のみでは困難であり、第一審及び控訴審を含む全体から判断する必要があるため、全審級における委任契約を監査対象とするものである。

なお、鑑定意見書作成料等の支出については、請求人から請求や陳述がなされているが、本件監査請求の時点で、支出からすでに1年以上が経過しており、かつ、次のとおり正当な理由があるとは認められないため、監査対象から除外する。

請求人は、「一般人が、(前記「請求の要旨」の(X)や(Y)の)支出があった事実を知ることが、新聞報道によってだからである。したがって、別紙(資料1)の新聞報道があった日から間もなくされた本件住民監査請求は、適法である。」として、正当な理由があると主張する。

しかしながら、最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決によれば、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無の判断は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである旨判示している。また、最高裁判所第三小法廷平成14年9月17日判決は、平成3年3月になされた仙台市による大年寺山公園用地取得時土地売買に関し、同市の住民が、売買代金が異常に高額であると市議会で質疑があった旨の平成5年9月の新聞記事を読み、同年10月に売買契約等の開示請求を行った後に同年11月に監査請求をした事案に関し、原審が新聞報道があるまでは売買価格の相当性に合理的な疑いを持つことが困難であったとして正当な理由があったのに対し、新聞報道

の点に言及することなく、「上記各決算説明書の記載によれば、大年寺山公園用地の各年度の売買価格の平均値が1㎡当たり約17万円であったことが明らかとなったというべきである。そうすると、上記各決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったころには、市の住民が上記各書類を相当の注意力をもって調査するならば、客観的にみて本件各契約の締結又は代金の支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきである。」と判示しており、これを踏まえて、東京高等裁判所平成19年2月14日判決では、通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を正当な理由の有無の判断基準としていることの趣旨を考慮すると、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである旨判示している。

本件監査請求に係る弁護士報酬等については、平成21年6月神奈川県議会定例会（本会議）において次のとおり裁判費用に関する質疑応答がなされている。

<平成21年6月定例会（6月25日本会議）>

Q： 臨時特例企業税裁判の一審判決に対する見解と、控訴審に対する対応方針や見直しについて、所見を伺いたい。

併せて、裁判への具体的な取組体制についても大変に気になるところであり、裁判費用、弁護士事務所の選定理由、弁護士事務所との契約内容等について報告願いたい。

A： （前文略）県財政や地方分権改革に非常に大きな影響を与えるものでもありまして、訴訟の追行に万全を期すため、税務訴訟に精通し、学識者等とのつながりの深い弁護士事務所に訴訟委任をして対応をしております。

裁判費用につきましては、弁護士報酬が、第一審、控訴審それぞれ約1億2,000万円、控訴に際して裁判所に支払った手数料が約750万円となっております。このほか、学識者等に鑑定意見書を作成していただいた際の費用がございます。

また、弁護士事務所との契約内容につきましては、訴訟を追行するに当たって必要な代理権を与えるとともに、弁護活動の対価として、ただいま申し上げました弁護士報酬を支払うこととなっております。

定例会（本会議）の会議録については、神奈川県庁第二分庁舎にある県政情報センター、県立の各図書館及び県内の市立図書館で閲覧できるほか、平成18年3月からはインターネットによる閲覧も可能である。

会議録が製本又はインターネットに掲載される時期は、おおむね次の定例会の開会予定日までとなっていることから、平成21年6月定例会（本会議）の会議録は、平成21年9月以降、閲覧可能な状態にあったと考えられ、そのころには相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである。

さらには、平成23年11月16日付け東京新聞において、県が弁護士に払う報酬が約3億5,000万円に上るとの報道もなされている。

なお、法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、「当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。」とされており、既になされた行為のみを対象とするものではない。

以上のことから、平成23年12月以前に支払われた鑑定意見書作成料等費用8,626万4,500円の支出については、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められず、住民監査請求の対象とならない。

2 請求人からの証拠及び陳述書の提出、陳述した内容

請求人は法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述（事前に陳述書を提出）を行った。

（1）証拠の提出

請求人から次の証拠が提出された。

- 資料2 ・ 臨時特例企業税訴訟に係る訴訟費用等について
・ 臨時特例企業税の返還状況（平成25年4月10日参考資料）
- 資料3 ・ 地方税財政制度のあり方に関する中間報告書（平成12年5月神奈川県地方税制等研究会）（表紙部分）
・ 神奈川県地方税制等研究会委員名簿
- 資料4 平成25年4月6日付け読売新聞（朝刊）33頁目
（見出し「有識者座談会に384万円」）

（2）平成25年4月22日付け陳述書の内容

（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

ア 代理人弁護士に支払った報酬について

臨時特例企業税（以下、企業税）をめぐる一連の訴訟（以下、本件訴訟）において、県は、顧問弁護士ではなく、外部の弁護士を代理人として雇い、本件訴訟の勝ち負けにかかわらず、報酬を支払う契約（以下、本件契約）をしたというが、以下の問題がある。

（ア）県は、まず、顧問弁護士に声を掛けたが、事案が専門的過ぎる等の理由で顧問弁護士が引き受けるのをためらった結果、外部の弁護士に依頼したのか、それとも最初から顧問弁護士を飛び越え、外部者に委任したのか。仮に後者の場合であれば、本件契約は違法であり、本件契約に基

づいて支出された金員全額が、違法・不当な支出である。

- (イ) 本件訴訟の結果如何にかかわらず報酬を支払う旨の条件は、県の方から提案したのか、それとも弁護士側からのものか。仮に前者であれば、本件契約は社会常識に反する。仮に後者であれば、何故に県はそのような条件を飲んだのか。絶対に勝たなければならない訴訟であるならば、勝訴を条件に、報酬を支払うのが論理則に沿った結論である。

イ 意見書の作成費等について

横浜地裁に9通、東京高裁に14通、最高裁に18通、合計41通の意見書を県側は提出しており、その作成費の総額が、8,243万円である。(座談会の費用が、別途、384万円がある。)

- (ア) 企業税は、東京大学法学部教授ら合計5名の委員から構成される神奈川県地方税制等研究会(以下、本件研究会)が、17回も会議を開催し、県知事に提出した報告書が基になっている(横浜地裁判決書による)。そうすると、本件研究会においては、当然、新設する企業税と地方税法との整合性等について、十分検討したはずであり、また、企業から訴訟を提起されることも想定していたはずである。したがって、本件訴訟において、意見書が必要となれば、本件研究会の委員らが、無償で作成することで用は足りたはずである。

- (イ) また、何故に9通もの意見書を、横浜地裁に提出しなければならないのか。さらに最高裁判所に、18通もの意見書を提出したというのは、屋上屋を架する、の極みである。意見書の数が多ければ多いほど、勝訴の確率が高くなるというものではあるまい。

上記の点につき、(略)氏が最高裁判官を退官後、長々と同じことが繰り返されている上告理由を読まなければならないのは、非常に苦痛であった旨を述べられている。そのことを思えば、総41通、全651頁に及ぶ意見には、無駄が多くあったと思われる。

ウ 結論

地方自治法2条14項は、県に対し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めることを要請し、地方財政法4条1項は、必要かつ最少の支出で目的を達成するよう努めることを求めている。

これら規定に照らして本件を見れば、顧問弁護士以外の弁護士に、県の内規を上回る金員を、敗訴したにもかかわらず支払ったこと、多数の意見書を多額の報酬を支払って作成したこと、の二点において、県は違法な支出をした。したがって、違法な支出時に知事であった者は、相当額を県に返還するべきであり、監査委員は知事に、損害賠償請求権を該当者に対して発動するよう、勧告するべきである。

違法支出額

弁護士報酬

横浜地裁(県敗訴) 1億2,600万円

東京高裁(県勝訴)	1億2,600万円－258万円(県内規での最高額) = 1億2,342万円
最高裁(県敗訴)	1億500万円
小計	3億5,442万円・・・・・・・・・・(1) (最終的に県が敗訴したから、県の代理人には一切成功報酬はないというのが慣行であれば、高裁で額は1億2,600万円、小計は3億5,700万円となる。)

意見書と座談会

意見書	8,243万円
座談会	384万円
小計	8,627万円・・・・・・・・・・(2)

総計 (1)+(2) = 4億4,069万円

(3) 平成25年4月25日付け陳述書(その2)の内容

(内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

ア 黒岩発言について

(ア) 黒岩知事は本年4月10日の記者会見で、高額な弁護士報酬に関して、要旨、次のように述べている。

「いすゞ自動車は、約20億円の返還を請求した。弁護士会の規定に当てはめれば、弁護士報酬は約3億9,000万円となり、今回、県が支払った約3億5,000万円の弁護士報酬額は、妥当といえる。」

「企業税について確立された判例も学説もなく、いすゞ自動車側は屈指の税務専門の弁護士を代理人に立てたから、県もそれに対抗する必要があった。」

(イ) について、本件訴訟の本質は、企業税が違法で無効か否かであるから、本件訴訟物の価格は、住民訴訟と同じく、160万円と見ることも可能ではないか。そうであれば、3億5,000万円の報酬が妥当であるとは、到底言えない。

(ウ) について、県は、東京大学法学部や経済学部の教授らから成る「地方税制等研究会」を平成10年12月に設置し、2年間に17回の研究会を開催し、企業税導入の進言を受けた。上記研究会には、県の税務関係部署の職員も参加し、論点を把握していたはずである。また、企業税の法的問題点等については、委員らが、十分検討したはずである。

以上のような背景を考えれば、県職員が指定代理人に就き、弁護士を側面から援助すれば、本件訴訟は、顧問弁護士で、十分対応し得たはず

である。

他方、いすゞ自動車側は、上記研究会での議論等について、必ずしも十分知り得る立場にはなかったと思われるし、また、訴訟の性格上、企業税の違法性を主張立証しなければならない訳だから、租税の専門家を代理人に起用するのは、首肯し得る。

そうすると、企業税について判例や学説が確立していないという事情は、仮にそれが事実であるとしても、県が、顧問弁護士以外の者を代理人に起用し、莫大な報酬を、訴訟結果にかかわらず支払う契約をしたことを正当化する事情とはならない、と私は考える。

イ 知事の裁量と濫用について

地方自治法や地方財政法上、県は、最少の支出で最大の効果を挙げる努力が要請されているが、誰を代理人に起用するか等につき、知事には、一定の裁量があることも否定できまい。しかしその裁量も無制限ではなく、健全な社会常識に反すると評価されれば、知事は裁量を濫用したことになる。

そこで監査委員においては、本件訴訟において、顧問弁護士以外の弁護士を代理人に県が起用した経緯、訴訟の結果にかかわらず報酬を支払うことにした経緯、多数の意見書を多額の支出を伴って裁判所に提出したことの妥当性等につき、納税者の視点から調査し、判断されるよう、切に希望する。

(4) 陳述の内容

請求人は、平成25年5月1日(水)午前9時30分から、神奈川県庁新庁舎2階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の要旨は、次のとおりであった。

最も少ない経費をもって、最も大きな効果を挙げるように努めることは法規によって神奈川県知事に求められていることである。

しかしながら、今回の企業税を巡るいすゞ自動車との裁判の経費を見ると、この原則が軽視され、無視されたのではないかという気持ちが強く、私は三つの問題があると考える。

一つ目は、何故、神奈川県は外部の弁護士を訴訟代理人として起用したのかということである。最初から外部の弁護士に依頼するとの方針だったのであれば、最初から必要以上の経費を支出するとの方針であったことになる。

二つ目は、弁護士と委任契約をした内容である。第一審、控訴審、上告審のいずれの契約も、勝敗にかかわらず、報酬として支払うことになっており、その結果、弁護士への報酬として3億5,000万円という多額のお金が支払われている。

これは、社会通念に反しており、何故、勝敗にかかわらず報酬として支

払う内容としたのか、先日の記者会見等での知事の説明は論理に反すると考える。負けるはずがない、勝たなければいけないというのであれば、当然勝訴するということが絶対条件となって、弁護士と委任契約を結ぶのが論理から導かれる結論と思われる。

この点について、3億5,000万円、6,000万円という報酬が税金から支払われたことに驚きを感じる。

三つ目は、この裁判において、41通もの意見書が8,200万円以上の費用をもって作成され、裁判所に提出されている。たくさんの意見書を出せば、裁判で勝つ可能性が高くなるというものなのか、仮に1、2通の意見書が必要であるとしても、無償で書いてもらうことも十分可能であったように感じる。

なぜなら、平成10年12月に当時の知事が地方税制等研究会を設置し、東京大学法学部の教授、同経済学部の教授等5名の委員が、その後2年間に17回の会議を開き、この企業税を当時の知事に提言して、神奈川県が条例化したものである。当然、委員である教授らは、企業税を導入した場合、既存の法律と抵触する可能性はないのか、課税の対象となる企業の中から反発する者が出てくるのではないかとということを十分議論したはずである。

そうであれば、当時の委員会の委員を務めた方々が、研究会の延長上のこととして、意見書を作成してもよかったのではないか。

以上、三つの観点から、今回の裁判の経費の支出は、当時の知事が、知事の権限、裁量を逸脱、濫用し、そして、外部の弁護士と不当な内容の契約を結び、違法、不当な支出が税金からなされたのである。

どうか、納税者の立場から何億何千万円という経費としての支出が本当に必要不可欠な最小限のものであったのか、検討してご判断いただきたい。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

企業税の施行に関する報道が当時あったことは知らなかった。訴訟に関する報道で企業税があることを知った。

(第一審は敗訴、控訴審が勝訴、上告審は敗訴という結果について感想を求められて、)感想は特にない。

(県顧問弁護士に依頼することと外部の弁護士に依頼することについて、かかりつけの医者と専門医の違いとは考えられないか、との確認に対し、)かかりつけの医者に行って、専門的すぎて無理なので専門医を紹介するという経緯を経てそうだったのであれば理解できる。しかし、かかりつけの医者を飛ばして最初から専門医ということであれば、やはり手続上の問題があったのではないかと思う。

また、神奈川県には税務担当の部署もあり、その職員が訴訟事務をサポートするというのであれば、顧問弁護士の中に引き受けるという人も当

然いたのではないかと感ずる。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、当該事務を所管する税制企画課を選定し、平成25年5月2日(木)午後4時から、第一監査室において、職員調査を実施した。

税制企画課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 県顧問弁護士以外の外部の弁護士に委任した理由について

本件訴訟については、法定外税の適法性という争点について、確立された裁判例や学説がないこと、敗訴した場合、県財政や地方分権改革に非常に大きな影響を与えること、課税自主権に関して、東京都独自の外形標準課税(以下「東京都銀行税」という。)に係る訴訟で、第一審及び控訴審で敗訴し、最高裁で税率引下げ等により和解となったこと、原告側の訴訟代理人は、税務訴訟の分野で日本屈指の法律事務所にも所属していること、以上から訴訟の追行に万全を期す必要があり、税務訴訟の専門家ではない本県の顧問弁護士に訴訟委任したとしても、鑑定意見を求めるべき税法学者等に対するネットワークがあるわけではないので、今回の訴訟の追行は難しいと考えた。

そこで、原告側の法律事務所に対抗できる弁護士を擁しているとして税法学者からの推薦があり、税務訴訟で多くの実績を誇り、かつ、鑑定意見書の作成を依頼すべき学識者とのつながりが深い「鳥飼総合法律事務所」(以下「受任事務所」という。)に本件訴訟を委任することとした。

(2) 弁護士報酬額について

ア 本県が定める支給基準によらない理由

弁護士報酬額について、本件訴訟の争点の重要性や訴訟追行の困難性等を考慮した場合、本県が定める「訴訟事件等に係る報酬等の支給基準」(昭和61年3月26日総務部長決裁、最終改正平成22年9月8日。以下「本県支給基準」という。)第2条に規定する報酬の額を適用することは不相当であるため、本件訴訟には本県支給基準第7条第2項を適用して別に定めることとした。

なお、本県支給基準第2条第1号、第2号及び第3号並びに第7条第2項の規定は以下のとおりである。

本県支給基準第2条

(第1号)

事件に係る報酬の額は、1個の事件(裁判上の事件は、審級ごとに1個の事件とする。)につき、次のとおりとする。

- ・ 軽易な事件 36万7,500円

(消費税及び地方消費税額 1万7,500円を含む。)

- ・ 通常の事件 98万7,000円
(消費税及び地方消費税額 4万7,000円を含む。)
- ・ 困難な事件 135万4,500円
(消費税及び地方消費税額 6万4,500円を含む。)
- ・ 著しく困難な事件 270万9,000円
(消費税及び地方消費税額 12万9,000円を含む。)

(第2号)

前号の報酬は、事件の処理を委任したときに着手金として当該報酬額の2分の1を、事件が終了したときに終結金としてその残額を支給するものとする。

(第3号)

前2号の規定にかかわらず、上告審に係る報酬の額は、第1号の表に掲げる事件の区分に応じ同表に掲げる額の2分の1とし、事件の処理を委任したときに着手金として全額支給する。

本県支給基準第7条第2項

事件の性質上、この基準を適用しないことが適当と認められる場合は、別に定める。

イ 勝敗にかかわらず支払う契約内容としている理由

本県支給基準は、上記第2条第2号及び第3号のとおり、勝敗にかかわらず定額の弁護士報酬を支払っており、成功報酬という考え方を採用していない。こうした考え方を勘案して、本件も成功報酬なしの定額制としたものである。

したがって、委任契約書に記載のとおり、弁護士報酬は弁護活動の対価として支払うもので、いわゆる成功報酬として支払うものではない。

なお、委任契約書の内容は以下のとおりである。

「委任契約書」(第3条(報酬))

- 1 依頼者は受任者に対し、弁護士報酬(活動報酬)を以下に定めるとおり二回に分けて支払う。

本件着手時 金

第 審手続終了時 金

- 2 ~ 3 (略)

- 4 依頼者は、第1項の弁護士報酬を、受任者が誠実に弁護活動をするものの対価として支払うものであり、同項の弁護士報酬は、いわゆる成功報酬として支払うものではない。

ウ 弁護士報酬額の算定について

(第一審)

当時の本件訴訟物の価額19億4,321万3,100円を経済的利益の額として、旧弁護士報酬規程(日本弁護士連合会が定める規程に基づき各弁護士会が定めていた報酬基準(本件では「第二東京弁護士会報酬会規」。以下「旧報酬規程」という。))をいい、平成16年に廃止された。)に基づき算定した金額を勘案し、弁護士報酬額を1億2,000万円とこれに対する消費税とした。

(控訴審)

下級審から継続して上級審を委任する場合、ある程度減額されることが一般的であるが、本県敗訴の第一審判決を受けて、訴訟の追行が一層困難になったことや、受任事務所が訴訟代理人弁護士を2人増やして体制強化を図ったことなどを勘案し、第一審と同額とした。

(上告審)

事実に関する審理が行われず、受任事務所の負担が軽減されることから、一部減額して1億円とこれに対する消費税とした。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 県顧問弁護士以外の弁護士に委任した経緯について

ア 今回の訴訟は、個々の課税判断の当否を争うものではなく、法定外普通税の創設の是非そのものを争点とする訴訟であり、地方分権の根幹に関わる課税自主権のあり方を問うもので多様な論点を含むものであった。

イ 原告側は、地方税法の規定に基づく総務大臣の同意を経て施行された「神奈川県臨時特例企業税条例」(平成13年神奈川県条例第37号。以下「条例」という。)の合憲性をも問題としていた。

ウ 県は、条例の適法性を第三者の立場から論理的に立証できる税法学者等各分野の専門家の鑑定意見書を証拠として提出することで、勝訴に向けて裁判官の心証形成を図っていく考えであった。

エ 県は、県顧問弁護士が税務訴訟を専門としておらず、鑑定意見書の作成を依頼できる税法学者等とのネットワークを有していないと思われることから、本件訴訟を委任したとしても訴訟の追行は難しいと考えた。

オ 一方、原告側の弁護士は、税務訴訟でも実績があり税法学者等とのネットワークを有すると考えられる大手の法律事務所に所属しており、うち1名は国際課税分野の専門家として著名な人物であった。

カ 東京都銀行税に係る訴訟で、都は、第一審及び控訴審で敗訴し、税率引下げ等により、平成15年10月8日に最高裁で和解した。

キ 県は、神奈川県地方税制等研究会の委員であった大学教授から紹介された著名な税法学者に相談した結果を踏まえて、当時裁判例のなかった税務

訴訟で実績があり、原告側の弁護士に対抗しうる弁護士を擁しているとして受任事務所に訴訟を委任することが適当であると判断した。

ク 以上のほか、本件訴訟の訴状の請求内容は、原告が県に対し、企業税として徴収された金員19億4,321万3,100円の返還を求めるものであったが、県の敗訴が確定した場合、条例は無効となり、企業税の課税ができなくなるほか、すでに徴収した額の全て（条例の適用がある平成21年3月期までの税収は累計で約600億円と見込まれていた。）を還付加算金を付けて、納付した全ての企業に返還することになるため、財政の危機的状況を回避するためにも勝訴が必要とされるものであった。

（２）弁護士報酬額について

ア 弁護士報酬額について、県は、予算統制を考慮して、タイムチャージ制や成功報酬制によらない形での算定とすることで受任事務所と合意した。

（ア）第一審の報酬額について、県は、当時の訴訟物の価額19億4,321万3,100円をベースに旧報酬規程により算出した金額を参考に、受任事務所と協議し、1億2,000万円とこれに対する消費税とすることで合意した。（平成17年11月25日委任契約締結）

（イ）控訴審については、第一審での敗訴を踏まえて弁護士を2人増員し6人体制とした。また、報酬額について、県は、第一審の弁護士報酬額の算出方法に準じて、受任事務所と協議し、1億2,000万円とこれに対する消費税とすることで合意した。（平成20年5月7日委任契約締結）

（ウ）上告審の報酬額について、県は第一審及び控訴審の報酬額を前提に受任事務所と協議し、県の実質利益が極めて多額になること及び県の財政状況も踏まえ、1億円とこれに対する消費税とすることで合意した。（平成22年6月2日委任契約締結）

< 県が支出した弁護士報酬額 >

第一審	1億2,600万円（税込み）
控訴審	1億2,600万円（税込み）
上告審	1億 500万円（税込み）
計	3億5,700万円

イ 弁護士報酬は、弁護活動に対する対価として二回に分けて支払うこととしており、手続終了時に支払う二回目の報酬額はいわゆる成功報酬ではないことが委任契約書に明記されている。

ウ 弁護士報酬について、日本弁護士連合会が弁護士法に基づき、各弁護士会が定める弁護士の報酬に関する標準を示す規定の基準を定めた「報酬等基準規程」（以下「旧基準規程」という。弁護士法の改正により平成16年3月31日をもって廃止されたものの、その内容は今もなお合理的なものとしてされている。）第15条第2項及び第17条第1項では、弁護士報酬額の

算定の基礎となる経済的利益の額の算定、民事事件の着手金及び報酬金の算定について次のとおり規定している。

【旧基準規程】

(第15条第2項)

経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき
- 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額()に比して明らかに大きいとき

「前条で算定された経済的利益の額」とは、この場合、旧基準規程第14条第1項第1号「金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)」をいう。

(第17条第1項)

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え、3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え、3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

エ 本件訴訟の内容は、原告が県に対し、企業税として徴収された金員(最終的に約19億8,000万円)の返還を求めるものであるが、県の敗訴が確定した場合、訴訟対象の金額にとどまらず、徴収総額(最終的に480億3,805万2,803円(本税、延滞金、不申告・過少申告加算金))のほか、これに対する還付加算金を付けて、納付した全ての企業を対象に返還が生じることになる。

オ 旧基準規程第15第2項第2号を踏まえ、経済的利益の額を企業税の徴収総額480億3,805万2,803円として、同規程第17条第1項の規定により、各審級の訴訟結果を基に成功報酬制による弁護士報酬額を計算すると次のとおりになる。

< 額の増減をしない場合 >

第一審（敗訴）	9億6,445万1,056円
控訴審（勝訴）	9億6,445万1,056円
上告審（敗訴）	9億6,445万1,056円
計	28億9,335万3,168円（税抜き）

同規程第5条では、「同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。」と規定されているため、控訴審（勝訴）の報酬金はない。

2 判断の理由

本件監査請求は、企業税に係る訴訟に関し、知事が県顧問弁護士以外の弁護士と締結した委任契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」に当たるため、委任契約に基づき支払われた弁護士報酬額が、同項に規定する「違法又は不当な支出」に当たることから、当時知事であった者に損害賠償請求をするよう、知事に命ずることを求めているものと認められる。

そこで、1の認定した事実を踏まえて、本件監査請求に沿って、次の各項目についての判断を行った。

(1) 県顧問弁護士以外の外部の弁護士に委任する必要がないとの主張について

ア 事案の特殊性

本件訴訟事案については、次のとおり特殊性が認められる。

- 一 個々の課税判断の当否を争う通常の訴訟とは異なり、法定外普通税の創設の是非そのものを争点とするものであり、確立された裁判例や学説がない。
- 二 本件訴訟は、今後の地方公共団体の課税自主権のあり方を左右する地方分権の根幹に関わるものである。
- 三 本件訴訟は、地方税法の規定に基づく総務大臣の同意を経て施行された条例の合憲性を問題としている訴訟であって、原告側は最高裁の判断を仰ぐことを視野に入れているものである。
- 四 受任する弁護士は、税法学者等各分野の専門家から条例の適法性を論理的に立証できる鑑定意見書を取得する必要があり、また、原告側の主張を踏まえて法定外普通税を含む税制度について相当程度に広範な調査研究が求められるほか、証拠としての鑑定意見書の取扱いについても高

度に戦略的な訴訟追行が要請されるため、相当の労力を要する。

五 原告側の弁護士は、税務訴訟でも実績があり税法学者等とのネットワークを有すると考えられる大手の法律事務所に所属しており、うち1名は国際課税分野の専門家として著名であり、それに対抗するためには相当の体制を整える必要がある。

イ 県政運営に与える影響

本件訴訟の内容は、原告が県に対し、納付税額約19億8,000万円の返還を求めるものであるが、県の敗訴が確定した場合、企業税を納付した全ての企業を対象に徴収総額480億3,805万2,803円の返還が生ずるところであり、県政運営に与える影響が大きいものである。

これらの事情を鑑みると、税務訴訟を専門としておらず、鑑定意見書の作成を依頼できる税法学者等とのネットワークを持たないと思われる県顧問弁護士に委任をしなかった県の判断には相当な理由が認められる。

よって、課税自主権に関して、東京都銀行税に係る訴訟で、都が、第一審及び控訴審で敗訴し、税率引下げ等により最高裁で和解をしていた状況下で、専門家からの意見を踏まえて、当時裁判例のない税務訴訟で実績があり、原告側の弁護士に対抗しうる弁護士を擁しているとして受任事務所に本件訴訟を委任することとした判断に違法又は不当なところは認められない。

(2) 訴訟の結果にかかわらず報酬を支払うとする契約は社会常識に反しており、額も高額であるとの主張について

ア 本県支給基準第7条第2項該当の有無

本県では、訴訟事件等の処理を弁護士に委任した場合の報酬等の支給は、本県支給基準第2条に規定する報酬の額に基づき運用することとされているが、同第7条第2項において、「事件の性質上、この基準を適用しないことが適当と認められる場合は、別に定める。」と規定されている。

本件訴訟事案は、(1)のとおり特殊な事情を抱えるものであることから、弁護士に対する報酬として、本県支給基準第2条に定める報酬額を適用することは現実にそぐわず、同第7条第2項の規定に該当するものと認められる。

イ 弁護士報酬額の違法又は不当性

弁護士報酬額について、県は、予算統制を考慮しつつ、受任事務所と協議を行い、合意したものであり、県が受任事務所に支払った弁護士報酬額は、一審ごとに二回に分けて弁護活動に対する対価として支払われたもので、成功報酬として支払われたものではない。

県の敗訴が確定した場合には還付加算金を付けて、徴収した税額を全て返還することになり、その額は、還付加算金を除いても480億3,805万

2,803円に上り、紛争の解決により県の受ける実質的な利益と考えられる。

したがって、これを経済的利益の額として、平成16年3月31日をもって廃止されたものの、今もなお内容は合理的なものと考えられている旧基準規程に基づき、各審級の訴訟結果を基に弁護士報酬額を試算すると、28億9,335万3,168円（税抜き）となり、県が支出した弁護士報酬額の3億5,700万円はこの額を大きく下回る。

こうしたことを踏まえると、本件訴訟の弁護士報酬は、通常の訴訟において県が支払っている弁護士報酬よりはるかに高額ではあるが、県が本件訴訟提起時の訴訟物の価額19億4,321万3,100円をベースにしつつ、県の実質的な経済的利益の額がこれより極めて多額であることを背景にして成功報酬を含まない活動報酬の対価として受任事務所と調整した結果、最終的に3億5,700万円に合意されたもので、報酬額の決定に違法又は不当なところは認められない。

3 結論

以上のことから、弁護士報酬について、請求人が、当時知事であった者に損害賠償請求をするよう、知事に命ずることを求めることには理由がない。

なお、鑑定意見書作成料等の返還を求めることについては、前述のとおり、支出行為から1年以上経過して請求がなされ、かつ、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められないため、却下する。